

1. 国政改革

☆最初の遣隋使派遣(600年～『日本書紀』には記載なし)でだいぶバカにされたふしがある

①603年 13 ^{かんいじゆうにかい}冠位十二階 制定 [図表P.50]4]

Q 1. ^{かばね}姓 との違いは？

A 1. 才能や功績に応じて14 個人 に与えられ、15 昇進 も可能。

②604年 16 ^{けんぽうじゆうしちじょう}憲法十七条 制定 [史料]10]

～官人の服務規律(心構え)を示したものの。国家の基本法(＝一般の「憲法」という内容ではない。

2. 隋との交渉

①17 607 年(大業三年) 18 ^{おののいもこ}小野妹子 を隋に派遣 [史料]11]、[12]

～対等な姿勢をとる→隋の皇帝(＝19 ^{ようだい}煬帝) 激怒。

史料中、対等な姿勢の表れた部分とは…

「日出ずる ^{ところ} 処の 天子、書を 日没する ^{ところ} 処の 天子 に致す、^{つがな うんぬん}恙無きや云云」

②608年 隋の国使20 ^{はいせいせい}裴世清 来日

//

帰国の際、21 ^{みなぶちのしょうあん}南淵請安、22 ^{たかむこのげんり}高向玄理、僧23 ^{みん}旻 留学

《留学終了後大化改新の原動力の役を果たす》

継体天皇の即位について

25代武烈天皇に跡継ぎがいなかったため、15代応神天皇の五世の孫とされ、越前(いまの福井県)に隠れていた男大迹王を大伴金村が迎えて即位させたのが継体天皇であるという。即位より20年目に大和にはいることができ、ここに都を定めたという。このあたりの『日本書紀』の記述には、継体天皇の即位を正当化するための潤色が多いのではないかとする説がある。

◇ **推古天皇**の政権については、皆さんの保護者の時代には「**聖徳太子**の政治」で学習しているはずですが。しかしこのプリントの流れを見てもわかるように、聖徳太子(厩戸王)とともに政権中枢にいた**蘇我馬子**は、この直前に天皇(崇峻)を殺害してもなお揺るぐことなく政権の中心に居座っているわけです。したがって**政権の中心はどうみても蘇我馬子**と考えられます。聖徳太子は蘇我馬子の機嫌を損ねないように気をつけながら、皇族代表として政権に係わっていたと考えられます。

冠位十二階という推古政権の有名な政策があります。この**冠位は個人を政治組織内の序列に位置づけるもの**でしたが、**蘇我氏は天皇とともに冠位を授与する側に回り、冠位を授けられることはありませんでした**。蘇我氏は他の氏族の上に立つことになり、序列化されなかったのです。

◇ プリントにもあるように「**憲法十七条**」は**役人の心構え**にすぎず、国家の基本法としての本来の「憲法」の性格を備えたものではなかったとされます。ただし「**憲法十七条**」は伝説化され、のちの法令が十七の倍数に条文をおさめるという傾向をもたらしました(例…**御成敗式目** 51箇条、足利尊氏が定めた**建武式目** 17箇条)。そもそも、聖徳太子(あるいは蘇我馬子)が憲法を十七条にしたのも**中国の陰陽思想の影響**とも考えられています。詳しくは検索して調べてもらえばいいのですが、世の中は「陰」と「陽」の相反するものからなり、この二つが存在してはじめて完全な存在となるとするような思想です。この思想によると数字にも陰と陽があり、陰の数(偶数)の最大「8」と陽の数(奇数)の最大「9」を合わせた数、すなわち「17」が数としての最大の力を持つということになるのです。

◇ **小野妹子**が持参した国書のうち、**煬帝**を激怒させたのは日本を「日が昇る＝勢いがある」国、中国を「日没する＝衰えている」国と表現しているところと捉えられがちですが、実際に煬帝が許せなかったのは、日本の「天子」、中国の「天子」と、お互いに「天子」として肩を並べているかのように表現したところと言われています。中国にとっては「天子」はこの世に一人だけ、中国皇帝そのもののを表す語だったのです。

◇ **煬帝**はあまりにも短気だったので、「**陽帝**」と通常名付けられているところを「**煬帝**」(まるで「火」のようだ)とされたとする説があります。